

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 206 号（諮問第 242 号）

件名：ケース対応記録等の一部開示決定等に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 3 月 22 日及び同年 5 月 10 日

### 2 原処分

令和 4 年 5 月 2 日、同月 24 日、同年 6 月 3 日及び同月 22 日（一部開示決定及び不開示決定）

愛知県病院事業管理者病院事業庁長（以下「病院事業庁長」という。）は、審査請求人に係る別表 1 の 2 欄に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）のうち別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

### 3 審査請求

令和 4 年 7 月 29 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 5 年 3 月 6 日

### 5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

### 6 審議会の結論

病院事業庁長が、本件保有個人情報のうち別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件保有個人情報について

別表 1 の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）及び文書 17 は、患者等からの相談やその対応についてあいち小児保

健医療総合センター（以下「小児センター」という。）内や関係機関と打合せをした際に小児センター医療安全管理室が作成したケース対応記録である。

文書 2 から文書 4 まで及び文書 18 は、小児センターにおける採血検査時の神経損傷事案について、小児センターが内部検討をした際の打合せ記録である。

文書 5 から文書 16 までは、小児センター及び愛知県病院事業庁管理課（以下「管理課」という。）の職員が当該事案について関係者又は関係機関とやり取りをしたメールである。

実施機関は、これらの文書のうち別表 2 の 2 欄に掲げる部分を条例第 17 条第 7 号及び第 8 号に該当するものとして不開示にしている。

### (3) 条例第 17 条第 7 号該当性について

ア 条例第 17 条第 7 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている保有個人情報、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

そこで、この考え方にに基づき、別表 2 の 2 欄に掲げる部分が同号に該当するかどうかを以下検討する。

#### イ 文書 1 から文書 11 まで及び文書 16 から文書 18 までについて

当審議会において実施機関から聴取したところ、医療上の事故等が発生した場合、発生した事象の患者への影響度の高さや今後のリスクの高さに応じて必要な状況であれば、組織として患者等への賠償や公表などの対応を行うことを前提に関係者からの事情の聞き取りなどの調査等を実施したうえで、組織としての検討を行っているとのことである。そして、当事者や関係者は報告に消極的になることが常であるところを、医療安全の推進と事故隠匿防止の観点から、当該報告の内容そのものを公にしないことを前提として、関係職員に報告を求め、必要に応じて聞き取りや調査、ミーティング等を行い、議事録等を作成しているとのことである。

また、審査請求人及びその御家族に対しては、組織としての最終的な検討結果や回答について、随時、検討結果通知書や口頭で伝えているところ、不開示とした部分については、審査請求人に知られることが前提となると、関係者及び関係機関は、外部からの圧力や干渉等を受けることをおそれて、今後、資料又は情報

の提供を拒み、率直な意見を述べることを躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>することが想定され、率直かつ詳細な意見を記載できなくなる可能性や今後予定される同様の検討等に不当な影響を与える可能性があるとのことである。

当審議会において文書 1 及び文書 17 のうち不開示とした内部での検討状況がわかる部分、文書 2 から文書 11 まで、文書 16 及び文書 18 の内容を見分したところ、審査請求人に係る採血検査時の神経損傷事案についての小児センターにおける検討内容や関係者及び関係機関とのやり取りが記載されており、これらは未成熟・未確定な情報であって、開示することにより、実施機関における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、適正な意思決定手続の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第 17 条第 7 号に該当する。

#### ウ 文書 12 から文書 15 までについて

当審議会において実施機関から聴取したところ、文書 12 から文書 15 までは文書 11 と関連性があるため特定したとのことであるが、当審議会において文書 12 から文書 15 までの内容を見分したところ、これらには開示請求者に係る保有個人情報に記載されていないことが認められた。

条例第 15 条第 1 項においては、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることと規定されており、条例が開示請求の対象として予定するのは、「自己を本人とする保有個人情報」のみであることから、文書 12 から文書 15 までは本来特定すべきではなかったものであるが、開示されないという点に変わりはないことから、これらの文書を不開示としたことは、結論において妥当である。

#### (4) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 条例第 17 条第 8 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、別表 2 の 2 欄に掲げる部分が同号に該当するかどうかを以下検討する。

#### イ 文書 1 から文書 11 まで及び文書 16 から文書 18 までについて

当審議会において、文書 1 及び文書 17 のうち不開示とした内部での検討状況がわかる部分、文書 2 から文書 11 まで、文書 16 及び文書 18 の内容を見分したところ、これらは、その内容を公にしないことを前提に行われた内部検討や関係者及び関係機関との協議、検討に関する文書であって、その記載内容は、検討段階の未成熟、未確定な情報であることから、開示することにより、今後の解決に向け

た対応が困難となったり、今後争訟となった場合に県の当事者としての地位が不当に害され、また、今後の同種の訴訟に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められる。

また、(3)イに記載のとおり、関係者及び関係機関が外部からの圧力や干渉等を受けることをおそれて資料又は情報の提供を拒み、率直な意見を述べることを躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>することが想定され、実施機関において検討に必要な情報を収集できなくなるなど医療関連業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第 17 条第 8 号に該当する。

ウ 文書 12 から文書 15 までについて

文書 12 から文書 15 までについては、(3)ウに記載のとおりである。

(5) 審査請求人のその他の主張について

別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことの妥当性については前記(3)及び(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称	3 決定	
請求 1 令和 3 年 7 月 29 日にあいち小児保健医療総合センターにおいて発生した私に対しての採血時に神経を損傷させたと思われる事案について愛知県病院事業庁管理課が保有する医療事故、事故報告、またあいち小児保健医療総合センターが保有する医療事故、事故報告、R3 年 7 月 29 日以降の私の診療録等。あと、この事案に関して愛知県病院事業庁、あいち小児保健医療総合センターが作成した職員間のやり取りをも含む全ての文書。	文書 1 ケース対応記録①	令和 4 年 5 月 2 日付け 4 小セ第 3-2 号自己情報一部開示決定	
	文書 2 2021 年 10 月 1 日付け打合せ記録	令和 4 年 5 月 2 日付け 4 小セ第 3-3 号自己情報不開示決定	
	文書 3 2021 年 10 月 28 日付け打合せ記録		
	文書 4 2021 年 12 月 28 日付け打合せ記録		
	文書 5 2021 年 12 月 28 日付けメール		
	文書 6 2022 年 2 月 2 日付けメール		
	文書 7 2022 年 2 月 10 日付けメール		
	文書 8 2022 年 2 月 15 日付けメール		
	文書 9 2022 年 2 月 16 日付けメール		
請求 2 令和 4 年 3 月 23 日以降にあいち小児保健医療総合センターが作成した私に関するメールなどの連絡を行う為の文書	文書 10 2022 年 3 月 23 日付けメール	令和 4 年 5 月 24 日付け 4 小セ第 4-4 号自己情報不開示決定	
	文書 11 2022 年 4 月 14 日付けメール		
	文書 12 2022 年 4 月 14 日付けメール		
	文書 13 2022 年 4 月 20 日付けメール		
	文書 14 2022 年 4 月 21 日付けメール		
	文書 15 2022 年 4 月 27 日付けメール		

1 開示請求のあった保有個人情報の内容	2 行政文書の名称	3 決定
請求 3 愛知県病院事業庁管理課が作成した私に関するメールなどの連絡を行う為の文書	文書 16 2022 年 2 月 10 日付けメール (文書 7 と同一)	令和 4 年 6 月 3 日付け 4 病管第 57-1 号自己 情報不開示決定
請求 4 令和 4 年 3 月 23 日以降にあいち小児保健医療総合センターが作成した私に関する全ての文書	文書 17 ケース対応記録②	令和 4 年 6 月 22 日付 け 4 小セ第 17-2 号自 己情報一部開示決定
	文書 18 2022 年 3 月 30 日方針打合せ記録	令和 4 年 6 月 22 日付 け 4 小セ第 17-3 号自 己情報不開示決定

別表 2

1 文書	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
文書 1 及び 文書 17	内部での検討状況がわかる部分	条例第 17 条第 7 号に該当 県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
文書 2 から 文書 16 ま で及び文書 18	全て	条例第 17 条第 8 号に該当 県が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、県が行う争訟に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため